

## 経営強化計画

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所の所在地  
名 称  
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第27条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

## 記

## 第1 経営強化計画の実施期間

## 第2 金融組織再編成の内容及び実施時期

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策(経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。)

第4 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項(経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の規定により法第15条第1項の申込みをする場合に限る。)

## 第5 経営の強化に伴う労務に関する事項

## 第6 業務実施金融機関における収益の見通し

第7 剰余金の処分の方針(経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限る。)

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策(経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第1項の申込みをする場合に限る。)

(記載上の注意)

## 1. 一般的事項

(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

(2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

## 2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 経営強化計画を連名で提出する金融機関等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

## 3. 経営強化計画の実施期間

(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日(組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から翌年3月31日までの間である場合にあっては、10月1日)とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

## 4. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する労働金庫等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称を併せて記載すること。

## 5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

(3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用





経営指標(%)	資金運用利回				—	—	—	—	—
	貸出金利回				—	—	—	—	—
	資金調達原価率				—	—	—	—	—
	預金等利回 (= (預金利息 + 譲渡性預金利息) / 預金積金・譲渡性預金平均残高合計)				—	—	—	—	—
	資金調達経費率 (= 経費 / 預金積金・譲渡性預金・債券平均残高合計)				—	—	—	—	—
	預貸率				—	—	—	—	—
	総資金利鞘 (= 資金運用利回 - 資金調達原価率)				—	—	—	—	—
	預貸金利鞘 (= 貸出金利回 - 預金等利回 - 資金調達経費率)				—	—	—	—	—
	当期利益ROE (= 当期純利益 / 純資産)				—	—	—	—	—
	当期利益ROA (= 当期純利益 / 総資産)				—	—	—	—	—
	コア業務純益ROE (= コア業務純益 / 純資産)				—	—	—	—	—
	コア業務純益ROA (= コア業務純益 / 総資産)				—	—	—	—	—
業務粗利益経費率 (= (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益)				—	—	—	—	—	
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高								
	破産更生等債権額				—	—	—	—	—
	危険債権額				—	—	—	—	—
	要管理債権額				—	—	—	—	—
	正常債権額								
	総与信 (= 金融再生法開示債権残高 + 正常債権額)								
	不良債権比率 (= 金融再生法開示債権残高 / 総与信)								

(連結)

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績 / 実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定(平均残高)	資産の部合計							
	うち貸出金							
	負債の部合計							
	うち預金積金・譲渡性預金							
	純資産の部合計							
	うち出資(資本)金							
	うち資本剰余金 うち資本準備金							
うち利益剰余金								



配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金(民間調達分)				—	—	—	—	—
優先出資配当金(公的資金分)								
優先出資配当金(民間調達分)				—	—	—	—	—
1口当たり配当金(普通出資)				—	—	—	—	—
1口当たり配当金(優先出資)				—	—	—	—	—
配当率(普通出資)				—	—	—	—	—
配当率(優先出資、公的資金分)				—	—	—	—	—
配当率(優先出資、民間調達分)				—	—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法附則第27条第3項の規定により適用する法第17条第1項の規定による決定(法附則第27条第3項の規定により適用する法第19条第1項の規定による承認を含む。)を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。
- 2 組織再編成金融機関等(経営強化計画を実施する金融機関等)が銀行等である場合にあつては、適宜必要な修正を行うこと。